

聖徳太子『勝鬘經義疏』

現代語訳と研究との抄録——「撰受正法章」(五) (同章完)

——聖徳太子讚仰研究会『勝鬘經義疏』研究記録(抄)その十一として——

小田村寅二郎

太子『義疏』訓点文(『昭和会本』)——經典・撰受正法章のうち「相即を明す中の第二に、人と法との相即を明す」の分類・語釈

從^{より}世尊我今^{いげ}以下。明^{あか}相即^{さうじやく}中第二。明^ス人^ト・法^ト相即^ヲ。又分^オ為^ス三^ト。

第一正^ニ明^ニ人^ヲ・法^ヲ相即^ス。

第二從^ニ何^ヲ以^テ故^ニ以下。亦^ス積^ニ相即^ヲ義^ス。

第三從^ニ何^ヲ等^ヲ為^ス三^ト以下。出^イ下^ダ捨^スニ三^ト分^ト義^ス上^ヲ。

右の『義疏』の現代語訳

經典原文の世尊よ。我れ今から以下の所は、相即といふことを説明するところの第二の箇所、法と法との相即を

説明した第一に対して、人と法との相即関係を説いた所である。この箇所はさらに三つの部分に分けられてゐる。

第一には、明らかに人と法との相即そのものを説明してをり、

第二に、何を以ての故にから以下もまた、相即といふことの意味を解釈してゐる。

第三に、何等をか三と為すから以下は、三分(身・命・財)を捨(放棄)することの意味をはつきり示してゐる。

太子『義疏』訓点文(『昭和会本』)——經典・授受正法章のうち「授受の正法と、正法を授受するとは」の分類・語

積

授受正法授受正法者亦牒上句牒法下句牒人無異授受正法者謂人無異於法無異授受正法者謂法無異於人此二句双明無異次応明即文不足亦闕也所以知此明人法相即者此則言下授受正法善男女上故也。

第二積ニ相即義一

右の『義疏』の現代語訳

經典原文の授受の正法と正法を授受する者とはといふ箇所は、前節で挙げておいたが、ここでもまた示した。上の句は、授受から生ずる正法といふ法を示し、下の句は、正法を授受する人を示してゐるのである。授受の正法に異なる無しといふ上の句の意味は、ここでいふ「人」は「法」に異なるものではない、と言つてゐるのであり、下の句の正法を授受する者に異なる無しといふ意味は、ここでいふ「法」は、ここでいふ「人」と異なるものではない、と言

つてゐるのである。であるから、この二つの句を双(た)べて書いてそれが異なるものではないことを説明してゐるのである。さうして次の箇所、この二つの句が「相即」であるべきことを当然説明すべきであるのに、その文が欠けてゐるから、ここの文意も欠けてゐるのである。このやうに文が欠けてゐるにもかかはらず、ここが「人」と「法」との「相即」を説明してゐると理解出来る理由は、經典原文に正法を撰受する善男女(即ち是れ撰受の正法なり)と、はつきり言つてをられるからである。

第二に、(何を以ての故に)からの箇所は、「相即」の意味を説明してゐる。

太子『義疏』訓点文(『昭和会本』)——經典・撰受正法章のうち「疑(うたが)ひを標(しめ)して云はく、何を以て(ひと)か人、法(ほう)に即(そく)するや」の分類・語釈

標(しめ)ノウタガヒヲク 云。何以人即(スルヤ)法耶。釈曰。八地以上上人(メ)ノ撰(セン)受(ガ)正法(フ)ニ捨(ツ)三分(ノ)一人(シヤ)ノ此心(シ)ニ既成(ニ)此行(ナリ)ノ人。然(レ)即(レ)此撰受正法(ノ)之心。安(レ)得(レ)異(ナ)ルヲ。於(ニ)捨(ニ)此(ノ)三分(ノ)一人(ニ)上。即(チ)以(ニ)

第三出(下)捨(ニ)三分(ノ)義(ヲ)因(ニ)上(ノ)焰(ト)明(レ)之也。又分(テ)為(レ)四。

第一正明(ニ)三分(ノ)義(ヲ)

第二從(ニ)世尊(ノ)如(ク)是(ノ)以下。讚(下)歎(ス)捨(ツ)三分(ノ)一人(ノ)上。

第三從(ニ)世尊(ノ)又善男子(ノ)以下。明(下)捨(ス)三分(ノ)一時(ノ)節(上)。

第四從(ニ)世尊(ノ)我見(ニ)撰受正法(ノ)以下。引(下)仏(ヲ)為(レ)証。

就(下)第一正明(レ)捨(ニ)三分(ノ)中(ニ)即有(レ)二。

第一直総拳三分。何等為三謂身命財是。

右の『義疏』の現代語訳

先づ「何を以てか人法に即するや」と疑問の形で説いてゐる。すなはち、どういふわけで「人」と「法」とが「相即」なのであるか、と問うてゐるのである。その問ひに答へて、八地以上の人は、正法を撰受する（衆生の善を受け入れて、仏の道に導く）ために、自己の身に持つ三つのもの（身・命・財）を捨てるのである。此の身・命・財を捨てる心が、そのまま撰受正法の心なのである。この撰受正法の心は、とりもなほさず、撰受正法の心を以てこの「捨」の行を成し遂げた人をいふのである。であるから、撰受正法の心は、どうして三種の分を捨てる人と別であることがあらうか、あるわけがない。すなはち、「人」と「法」とは表裏一体―相即―なのである。

次に第三の箇所では、三分（身・命・財）を捨てるといふことの意味を取り出してゐる。さきの説明では、その意味が不明瞭であるためにここで明らかにしてゐるのである。その説明が四つに分けられてゐる。

第一には、三分（身・命・財）のおのおのについて、その意味を説明してある。

第二には、世尊、是の如くといふ所から以下の經典の文は、その三分を捨てる「人」を讚歎してゐる。

第三には、世尊、善男子……といふ所から以下の經典の文は、善男子・善女人が三分を捨てる時がどういふ時なのかを説明してゐる。

第四には、世尊、我れ撰受正法の……を見るといふ所から以下の經典の文は、根拠を仏に求めて、撰受正法といふ「法」の偉大さを証明してゐる。

さて、以上四つあるうち、第一にまさしく三分を捨ててゐることを説明する文の中が、さらに二つに分けられてゐる。その第一に、ずばりと身・命・財の三つを全体として示す。何等をか三となす、いはく身命財といふと言つてゐるところがそれである。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・授受正法章のうちの一分類

第二從捨身者以下。別出三分体一

右の『義疏』の現代語訳

その第二では身を捨すとはから以下が、この第二に當つてゐて、これは、身・命・財のそれぞれの本体（ずぢみち）を挙げてゐるのである。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・授受正法章のうち「身を捨することを明かして、身・命・財を捨する」とに及ぶ」の分類・語釈

從捨身以下別明捨身。從捨命以下明捨命。從捨財以下明捨財。旧釈捨身謂自放。為奴。捨命為人取死。今云捨命・捨身皆是死也。但建意見耳。若如投身餓虎一本在捨身。若義士見危授命意在捨命捨財謂身外之物。後際等者謂未來。未來則無際。謂常捨明矣。又云。金剛心為後際。離老病死者。謂分段生死。無有變易者。謂變易生死也。此言得者謂令得衆生也。功德法財

非^ズ如^{キニ}世^ノ財^ヲ五^ニ家^ニ共^ニ有^ス一^ニ切^ニ衆^ニ生^ニ殊^ニ勝^ニ供^ニ養^ニ一^ニ者^ト。語^ハ少^シ倒^リ。應^シ言^フ得^ト供^ニ養^ニ一^ニ殊^ニ勝^ニ一^ニ切^ニ衆^ニ生^ニ。或^ハ順^レ文^ニ直^ニ釈^ス得^ニ一^ニ。

從^リ世^ノ尊^ニ以下^ニ。第二^ニ敷^ニ捨^ニ三分^ニ一人^ニ上^ニ。可^シ見^ル也^ト。

右の『義疏』の現代語訳

捨身^{しやうしん}から以下のところは、それぞれを取り立てて、身を捨することを説明してをり、捨命^{しやうめい}から以下のところは、命を捨することを説明してをり、捨財^{しやうざい}は財を捨することを説明してある。昔の人の解釈では次のやうに言つてある。すなはち、身^み(肉体)を捨てるといふことは自分から身体を投げ出して、相手の言ひになる奴^{やつ}(奴隸^{どれい})になることとであり、命^{いのち}(いのち)を捨てるといふことは、他人のために命を投げ出して死んでいくことである、と。然し現今の解釈では次のやうに言つてある。すなはち、捨命と捨身とは共に死ぬといふことは同じである。ただ捨命と捨身とは何をしようとするのかの目標が違つてあるだけである。若しここに人がゐて、自分の身体を餓^うれた虎に投げ与へるとすれば、その考への根本は捨身にあるのである。若しもまた、忠義な武士がゐて、自分の国が危険な状態であるのを見て、自分の生命を投げ出してその危きを救はうとするのは、その考へ方は捨命にあるのである。これに対して、財^{ざい}(財産)生きてゆくために必要なものを捨てるといふのは、身体とか生命とかいふこの身そのものでないもの、すなはち、ただ単に自分が持つてゐる財物だけを投げ出すことをいふのである、と。 // 生死^{しじ}と後際^{ごさい}と等^{ひと}しくして"といふ場合の後際^{ごさい}(と等^{ひと}し)とは、未来のことであり、未来といふことは、無際^{むさい}、すなはち"限りがない"といふことである。それ故に生死^{しじ}(現世)と後際^{ごさい}(未来)の世を通じ、(八地以上の善男子・善女人は)常に變はることなく、

(身・命・財)を捨することが明瞭なのである。又一説には、この場合の「後際」は「金剛心」(不壞の菩提心)である、といふ。老・病・死を離るの「老・病・死」は、分段生死(この肉体を持つ者の苦しみの生涯、すなはち、生・老・病・死の苦を持つ生死)をいふのであり、それを「離る」といふのは、それを脱け出ることを指してゐる。無有変易の「変易」とは、(さきの分段生死に対して)変易生死(念々に変転して止まない精神的苦悩である生死)をいふのであり、「無有」とは、それが無くなつてゐることを意味してゐる。ここで得といふのは、「經典原文にある「得」(得)、「共一切衆生無尽・無滅・畢竟常住・不可思議具足功德」とある如く、衆生にはない無尽(つきず)、無滅(へらない)、……等の功德(すぐれた徳性)を」衆生に得させることをいふのであり、ここでいふ功德の法財(法といふ財産)は、この世の中の五家(水・火・怨家・責主・王難)がお互ひに共有してゐる世俗の財宝のやうな廻り持ち物とは、全く異なつてゐる。また次の得一切衆生殊勝供養の經典の文章も、語句が少しさかさまになつてゐる。これは、衆生にすぐれた供養(回向すること―自ら積んだ功德を衆生にふりむけてやること―)をすることを、「得」るのであるといふべきである。あるいは、經典原文に従つて解釈するならば、人間や天人から非常にすぐれた供養を受ける、といふことになる。

世尊から以下の文は、(經典原文「三分を捨する」中の四つの中の第二の箇所、三分(身・命・財)の三つもの捨する人を讚歎するところである。經典原文についてよく見るがよい。

太子『義疏』訓点文(昭和会本)——經典・授受正法章のうち「三分を捨する時節」の分類

從世尊又善男子以下。第三明捨三分時節上言。夫護法之功在法將滅。滅而更興。護功乃顯也。

就^テ中有^レ二。

第一正^ニ明^ク捨^{スル}三分一時節^上。

右の『義疏』の現代語訳

世尊又善男子から以下のところは、「三分を捨する」中の四つの中の第三の箇所、三分（身・命・財）の三つのもを捨する時を説明してゐるのである。そもそもその意味は、法を護るといふことの功德が如実にあらはれるのは、法がいまにも減びやうとするその時である。すなはち、法が減びやうとするのを護るばかりではなく、それ以上に法を興隆せしめる、といふことは、「法を護る」といふ功德がそこにあらはれたことになるのである。このところの文は二つの部分に分けられてゐる。

その第一の所では、ずばり三つもの（身・命・財）を捨する「時」を説明してゐる。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・撰受正法章のうち「三分を捨する時節」（つづき）の分類

明^ス要在^テ法^ヲ欲^ニ將^シ滅^ス時^上。必^ズ以^テ正^道心^ニ乃^チ可^キレ^ル為^ス。

第二從^テ入^ル法^ヲ朋^ニ者^上以下。明^ス下^レ仏賜^中記得^レ時捨^ニ三分^上人^ニ皆^シ可^キレ^ル見^ル也。

右の『義疏』の現代語訳

肝要なことは、正法がいまにも減びやうとする「時」に際会して、正道の心（撰受正法の心）によつて、時を移さ

ず法を護るべきことにある、と説明してゐる。

第二の所では、法朋（仏法を行ずる仲間）に入る者はから以下の文は、仏が、時を得て三分（身・命・財）を捨する人に対して、「記」（その人が成仏することの許可）を賜ふことを説明してゐる。これらのことは、經典原文についてよく見るがよい。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・摂受正法章のうち「三分の義を出す中の第四」の分類

從_レ世尊我見_レ以下。出_ス三分義_一中第四引_レ仏為_レ証。証_ニ言非_レ虚也。

右の『義疏』の現代語訳

世尊、我……を見るから以下のところは、「三分を捨す」中の四つの中の第四の箇所であり、根拠を仏に求めて、その摂受正法といふ法の偉大さを証明してゐるのである。それは、摂受正法を説いた言葉が「虚（うそ）」ではない「眞実」である、といふことを説明してゐるのである。

太子『義疏』訓点文（『昭和会本』）——經典・摂受正法章のうち、最後の部分「如来の讚成」の分類・語釈
從_レ爾時世尊於勝臺_一以下。章中第二如来讚_レ成。就_レ中亦有_レ二。

第一讚成。

第二從_レ是故_一以下。結勸_〇。

就^テ第一讚成^ニ又開^テ為^レ二。

第一直述^〇

第二別述。就^テ中有^レ三。

第一舉^ニ力士譬^ニ明^レ勝^ニ人天乘^一。

第二舉^ニ牛王譬^ニ明^レ過^ニ二乘^一。

第三舉^ニ須彌山王譬^ニ明^レ勝^ニ七地以還大乘^一。

三中即有^レ開合。皆可^レ見。

授受正法者。謂八地以上万行。中之一行。以授^テ取^シ心^ニ者。謂万行之心。七地以還亦能捨^ニ身命^一。但形^ニ於八地以

上一念備^ニ修^一故云^ニ不捨^一。

就^テ第二結勸^ニ亦有^レ四。

一廣勸。

二廣結。

三略勸。

四略結。

開^ニ示^シ衆生^ヲ二者謂^ク人天乘。即對^ニ上^ノ力士比^ニ。教^ニ化^シ衆生^ヲ二者謂^ク二乘。即對^ニ上^ノ牛王比^ニ。建^ニ立^シ衆生^ヲ二者謂^ク七地以還。即對^ニ上^ノ須彌山比^ニ。此皆廣勸。如^レ是^ノ大^ト利^ト者結^ニ人天乘^一。如^レ是^ノ大^ト福^ト者結^ニ二乘^一。如^レ是^ノ大^ト果^ト者結^ニ七地以還大乘^一。亦對^ニ三譬^ニ為^レ結^一。此名^ニ廣結^一。從^リ勝^ニ譬^ニ我^レ於^レ以下略勸。從^リ是^ノ故^ニ以下略結。可^レ見也。

右の『義疏』の現代語訳

その時に世尊、勝鬘（説く所の摂受正法の大精進力に）おいてから以下は、この撰行を説明する章の中の第二の箇所、仏が勝鬘夫人の説法を讃歎なさつて、「それでよろしい」と賞めたたへられた所である。ここでもその中が二つに分けられてゐる。

その第一は、仏が勝鬘の説法を讃歎なさつて「それでよろしい」とたたへた所である。

第二は、是の故にから以下で、撰行についての勝鬘の説法に対して、仏がその流通（流布伝持させること）を勝鬘に勧めてをられる。

第一の、仏が勝鬘の説法を讃歎なさつて「それでよろしい」とされた箇所について、その中が二つに分けられてゐる。

その第一は、仏が「摂受の正法」の働きを総合的に述べてをられる。

第二は、五乗の個々に即して述べてをられる。その中が三つに分けられてゐる。

その第一は、力士の比喻を挙げて、「摂受の正法」が、まだ仏道に触れてゐない人乘（俗人の世界）と天乘（諸天の世界）の二つの道にたちまさつてゐることを説明してゐる。

その第二は、牛王の比喻を挙げて、「摂受の正法」が、声聞・縁覚の二つの道にたちまさつてゐることを説明してゐる。

その第三は、須弥山の比喻を挙げて、「摂受の正法」が、七地以下の境地にある求道者にたちまさつてゐること

を説明してゐる。

これら第一から第三までの三つは、それぞれ「開譬」(それが何を譬へてゐるかといふ意義を解釈すること)と「合譬」(初めに譬へを出すこと)に分けて述べてある。それらはみな経典原文を見て理解しなさい。

撰受正法とは、八地以上の境地にある菩薩が行ふ万善の行を貫いてゐる根本の法である。以て心を撰取しとは、あらゆる万善の行を撰め取つてゐる一念の心を持つことをいふのである。七地以下の境地にある菩薩も進んで身命を捨てることができるけれども、八地以上の境地にある菩薩が、念々(一瞬一瞬)に持続して変らぬ念ひの中に万善の行をあますなく撰めてゐることに比べると、七地以下の境地にある菩薩の「捨」の行為は、念々に変らず身命を捨するとは言はないのである。それゆゑ、これを不捨といふのである。

第二の「結勸」(撰行についての勝鬘の説法に対して、仏が全体の結論をお出しになり、その流通をお勧めになつてをられること)について、さらに四つに分けられてゐる。

第一に、「撰受の正法」を撰め取ることを広く衆生のすべてに勧める。

第二に、そのことの意味を衆生のすべてにわかりやすく述べられてゐる。

第三は、「撰受の正法」を撰め取ることを端的に勧めてゐる。

第四には、その意味を端的に述べられてゐる。

衆生を開示しの衆生とは、まだ仏の教へに触れてゐない人々や、俗人の世界、インドの天上界の神々を指してをり、それらの衆生を開示(仏の教へに目覚めさせる)するのである。これは、先に挙げた力士の譬へに対応させてゐる。

衆生を教化しの衆生は、声聞・縁覚の人々(二乗の人々)を教化(教へて大乘に到らしめる)することである。こ

これは、先に挙げた牛王の譬へに対応させてゐる。衆生を建立しの衆生は、七地以下の者で大乘の境地にある者を指し、これらの人々を建立（八地以上の大士たらしめること）することである。これは、先に挙げた須弥山（王）の譬へに対応させてゐる。これはみな、「結勸」第一の広勸（相手のそれぞれの境地に応じて、広く洩れなく仏の道に導くこと）することである。是の如くの大利とは、先に述べた人乗・天乗が得られる大きな幸福を示してゐる。是の如きの大福とは、先に述べた声聞・縁覚（二乗）の境地にある者が得られる大きな幸福を示してゐる。是の如きの大果とは、先に述べた七地以下の者で大乘の境地にある者が得られる大きな幸福を示してゐる。またこれらは、前述した力士と牛王と須弥山王の功德と対応させてゐる。これを「結勸」の第三の広結（広く洩れなく功德に浴させること）といふのである。勝鬘我れ……においてから以下は、前述した広勸・広結につづく「略して勸める」ことである。是の故にから以下も、同じやうに「略して結する」ことである。それは、經典原文を見ればわかることである。

（この「聖徳太子讚仰研究会『勝鬘經義疏』研究記録（抄）——『勝鬘經義疏』現代語訳と研究との抄録——」は、本号掲載を以て一応終了させていただくことにする。同研究会メンバーのうち、本学教授である夜久正雄・梶村昇・小田村寅二郎の三名の名において、十一回にわたる掲載をお許しくださった『教養部紀要第十五号』から昭和五十八年の今日まで、足かけ七年に及んだことになる。同研究会は、昭和五十二年に出された『教養部紀要第十五号』から昭和五十八年の今日まで、足かけ七年にあるので、すでに滿二十年の歳月を閲してゐるが、やうやく最終まとめに取り組む段階に近づいてゐる。いつの日か完結して世に問ふ時が来れば、と念じてやまない。

聖徳太子の『勝鬘經義疏』は、全体が「序説」「正説」「流通説」の三つになつてをり、そのうち「正説」が、いはゆる本体をなし、十四章に分けられてゐる。すなはち、一、歎仏眞実功德章。二、十大受章。三、三大願章。四、撰受正法章。五、一乗章。六、無辺聖諦章。七、如来藏章。八、法身章。九、空義隱覆章。十、一諦章。十一、一依章。十二、顛倒眞実章。十三、自性清淨章。十四、眞子章。である。このうち『教養部紀要』に掲載し得たものは、「序説」にはじまり、「正説」の第四章撰受正法章までであつたので、なほ、「正説」で十ヶ章分と、さいごの「流通説」に関する研究は、すでに研究成果は出来上つてはゐるが、余りに長期にわたつては御迷惑と考へ、本稿を以て『紀要』掲載を御遠慮させていただくことにした。太子の『義疏』全体の、ほぼ五分の二までの掲載で止めることになつた次第である。

しかし、世間の一部の太子研究者の中に、太子のこの『義疏』が太子の作に非ず、となす言が見られるに對して、十一回にわたる私たちの研究成果によつて、聖徳太子御自身の「獨創的な御解釈」が隨所に見られることゝ指摘が出来たことは、まことに有難い機縁であつたといはねばならない。謹んで江湖の御批判・御叱正を待ちたいものと思ふ。なほ全国大学紀要からの摘録による『中国關係論說資料』にこの研究成果の一部が採録されたことは反響の一部とみられる。掲載終了に當り、以上一言御挨拶とさせていただきます。